

東北地方における名子制度・刈分小作と凶作・飢饉

—— 1930～70年代の研究史を読み直す ——

菊池 勇夫

(宮城学院女子大学学芸学部)

1. はじめに

今日ではだいぶ様相、位相が変わったが、東北地方は中央と地方、都会と田舎という関係のなかで、近代化から取り残された、遅れた貧しい地域の代表のようにみられてきた歴史がある。とりわけ1930年代の疲弊する東北農村を目の前にして、その原因究明という関心と結びついて、現在の青森県から宮城県にかけての、旧南部領（盛岡藩・八戸藩）や旧仙台領（とくに北部）の農山村に存在した名子制度・刈分小作が「特殊小作慣行」として着目され、調査・研究対象となった。とはいっても名子制度・刈分小作が近代の東北農村全体を覆いつくしていたわけではなく一般化することはできないが、そのような「封建遺制」を残存させていることが東北地方の後進性を証左するものとしてひろく受け入れられたのであった。

しかし、戦後の農地解放からすでに60年以上経過し、名子制度はすでに過去のものとなった。そればかりでなく、高度経済成長や、国境を越えた市場経済の影響などによって、農山村は急激な社会変化を強いられてきた。したがって、1930年代に確立し、戦後のある時期（1970年代中ごろ）まで影響力をもった、名子制度を含む社会経済史研究が問題関心としてそのまま通用するわけではなく、また、農村史研究の後退とともに顧みられることがほとんどなくなっているのが現状であろう。

本稿がそうした名子制度や刈分小作に関する研究史に目を向けようとするのは、気候変動と社会的応答という本プロジェクトの課題にとって参照しておくべき重要な先行研究なのではないかと思われたからである。じっさい、名子制度・刈分小作の調査・

研究は常に凶作・飢饉を繰り返す東北地方の気象・自然条件のきびしさを念頭において、ジトウ（地頭）・オーヤ（大家）と呼ばれた地主経営の実情を詳細に記録・記述しており、そこから農村社会（家、同族、村）が気象災害のリスクにいかに対応して、生命を維持し、集落を維持してきたのか具体的に考えることが可能となっているのである。

名子制度や刈分小作は近代史以上に近世史の問題でもある。名子制度が近代まで残った旧南部藩や旧仙台藩でも18世紀半ばごろまでには、名子・水呑を抱える大家族（大経営）が分解し、名子抜けした新百姓が^{そうせい}簇生し、百姓同士による「近世村落」が成立したとあってよいだろう。しかし、北上山地（高地）を中心とした中山間の畑作優位地域では名子制度が消滅しきらずに存続あるいは再生産されることになった。このような社会動態に気象変動や凶作・飢饉というリスクがどのように絡んでいるのか、これが筆者の主要な関心であるが、近世史にかぎらず近世・近代の名子制度・刈分小作に関する研究史において何が論じられ、明らかにされてきたのかふりかえって確認してみようと思う。

2. 小作慣行調査と「特殊小作慣行」

2-1. 明治・大正期の小作慣行調査

東北地方の刈分小作、あるいは名子制度がよく知られるようになったのは、農林省農務局など行政による小作慣行調査によってであった。その主要なものは、農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』に収録されている。第1巻（小作慣行に関する調査資料、1970年）には「大正元年及明治十八年小作慣行ニ関スル調査資料」（農林省農務局、1926年〈大正

15) 8月、以下A-1・2)、「大正十年小作慣行調査」(農林省農務局、1926年〈大正15〉11月、以下B)が、また補巻1(特殊小作慣行に関する資料、1973年)には「旧南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度」(農林省農務局、1936年〈昭和11〉1月、以下C)、「本邦ニ於ケル刈分小作」(農林省農務局、1934年〈昭和9〉3月、以下D)が入っている。なお、第1巻には「昭和十一年小作事情調査」も収められているが、これには刈分小作は立項されていない。

これらのほかにも土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成』上(1942年、以下E)収載の東北各県ごとの調査書(Bの各府県版にあたる)や、岩手県内務部『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』(1932〈昭和7〉年3月、以下F)がある。Fは松永伍一編『近代民衆の記録』1農民(新人物往来社、1972年)に、刈分小作の部分を省いて「特殊小作慣行名子制度の実情」として収められている。

Fは表題に「特殊小作慣行」という呼称を用いているが、「刈分小作」がいつから「特殊小作慣行」と位置づけられるようになったのであろうか。A-1「明治十八年小作慣行調査抄」(当時は農商務省)は、「小作ノ種類」の一つとして「刈分ケ小作」をあげ、「収穫物ニ付キ地主ト小作人ト一定ノ比ヲ以テ分配スルヲ云フ、其ノ比等等分ナル時ハ半小作(鹿児島・大分)、分ケ小作(福岡県)、分ケ米小作(長崎県)、又ハ分ケ(青森県)ト称スル地方アリ」と説明するが、ここではまだ「特殊」という位置づけはみられない。

つぎのA-2「大正元年小作慣行ニ関スル調査資料」になると、「特種ノ小作方法」という分類がみられ、その(一)に「刈分小作」をあげて、「[刈分小作]ト云ヘルハ、「刈分ケ」、「作り分ケ」、「分ケ作」、「半作」等ノ名ヲ以テ、予メ小作料ヲ定メス、年々収穫物ヲ地主小作人間ニ分配スル分益小作ノ方法ヲ指セルモノ」と定義している。「特種」という用語を使っているが、このころまでに「特殊小作」という概念が成立したことになる。ここでは、刈分小作は山間の陰地・冷水田・山畑または水害・旱害のために収穫が一定しない「劣等地」に少なからずみられるが、漸次衰える傾向にあるという。ただ岩手県の畜産地で「藁稈」の必要性から、また小作米の額につ

いて年々折衝する必要がないことから、容易にこの小作法を改めない、といった指摘がなされている。

その後のB「大正十年小作慣行調査」は、「刈分小作其他ノ特殊小作」として第一節に「刈分小作」を取り上げ、刈分小作が「一般ニ普通ノ小作ト異ル点」は、定率小作料(普通の小作は定額小作料)、減免・滞納なし、小作料は土地の生産物(品質の問題起らない)、稀に地主が肥料をいくぶんか給する(長崎)、の4点であるとしている。刈分小作は34府県にみられるが、岩手・青森の2県で最も広く行なわれているとする。各県ごとにまとめられた表の「原因及沿革」の項目によれば、「旧来ヨリ凶作又ハ悪作ニ見舞ハルルコト屢々ナリキ、其ノ都度小作料ヲ減免セサルヘカラサル煩ヲ避ケンカ為メ分作ヲ為スニ至レリ」(青森県)と、凶作・悪作もその原因の一つにあげられている。いずれにしても収穫量の不安定性が原因という認識であった。

このB「大正十年小作慣行調査」で着目されるのは、「刈分小作」に続けて第二節「従属小作」が立項され、岩手県の「名子」が「作り子」とともに地方的名称として記載されたことである。A-2「大正元年小作慣行ニ関スル調査資料」にも「作り子」という項目を立て、「山間ノ僻村」にみられる「地主ニ対シ附庸的關係ヲ保テル小作人」について記述しているが、東北地方の「名子」には関心が向けられていない(岩手・秋田の作子、福島の代耕人にとどまる)。この「従属小作」が「一般ニ普通ノ小作ト異ナル点」は、「全然一地主ノ土地ヲ耕作シ家屋、家畜、農具、肥料等ノ貸与又ハ山林、原野ノ無償貸与(岩手)、自家用薪炭ノ自由採取(山口)、或ハ飯米ノ借受(岩手・秋田)等地主ヨリノ恩恵ヲ受クルコト多ク、其結果勢ヒ地主ニ従属的關係ニアリテ地主ノ労役ニ服シ、又ハ小作料トシテ労力ヲ以テ代償スルモノ等アリ」と記されているように、小作人が代償として土地生産物ではなく「労役」「労力」を地主に提供するところに特徴があった。岩手県では「作り子・名子」が二戸・九戸・下閉伊・稗貫の各郡にみられ、二戸郡姉帯村の大地主駒木治右衛門家が事例としてごく簡単に記載されるが、このほかの各郡にも「今少シ多ク存在スル筈ナルモ現ハレサリキ」と、調査の不十分さが認識されていた。

なお、E 土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成』はBの基礎データになった各府県版であるが、岩手県についていえばBの記載内容をそれほど超えるものではない。この段階では「特殊小作慣行」たる名子制度への注目がそれほどでもなかったことを示している

2-2. 昭和戦前期の旧南部領「特殊小作慣行」調査

昭和期に入ると、旧南部領の、岩手県北部から青森県東部にかけての地域に広がる「特殊小作慣行」、すなわち刈分小作と名子制度が正面から実情調査の対象となった。上記のC「旧南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度」（1936年）、D「本邦ニ於ケル刈分小作」（1934年）、およびF岩手県内務部『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』（1932年）がそれに該当する。C・Dは農林省農務局が1926年に実施した調査に基づくもので、調査から数年以上経っての発行であった。Dの対象は全国に及ぶが、「地方事情」として「旧南部領ノ刈分小作慣行」に多くのスペースを割いているので、旧南部領に特別の関心を向けていたといえよう（他に長野県・岐阜県・高知県・長崎県・熊本県・大分県の「刈分小作」を立項）。C・Dの旧南部領の刈分小作・名子制度の調査者は小作官補横山周次であると明記されている。いっぽう、Fの発行はC・Dより早いですが、調査年・調査者は記載されておらず、農務省の調査との関連もわからない。どちらも昭和初期の農業恐慌や東北大凶作が契機となって発行されたのであろう。

ここでは、発行が年次的に早く、名子制度と刈分小作の両方を記した、F岩手県内務部のものを紹介しておこう。ただし、旧南部領といっても岩手県に限られているので、青森県について知りたい場合にはC・Dに拠らなくてはならない。

さて、F『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』であるが、大きく「名子制度の実情」と「刈分小作の実情」の二つに分け、前者は名子制度の意義、起因、名称、変遷、現状、利弊並に将来、地頭名子の繫争事例、後者は刈分小作の起因並に沿革、名称、現況、利弊、の各項で構成されている。名子制度・刈分小作がおおよそどのようなものなのか理解するために、本書をやや詳しく紹介しておこう。

全体に関わる「緒言」を要約してみると、岩手県は地積が広大でも山嶽が多く、交通の不便な地方が多い、かつ天然の気候は農業に恵みを与えず、早冷早魃洪水等の被害をうけることがしばしばで、産業の開発が進まず文化の発達が遅れている、加えて一般農民の気風は質実温順で保守的である、そのために時勢の変遷に伴う思想変化や社会運動勃興などの影響をうけることが少ない、いまだ旧態のまま思想が幼稚で生活程度が極めて低い、とりわけ旧南部領に属する山間村落においては顕著である、したがって、そこには本邦における「普通」の小作制度とは異なる、いわゆる「特殊小作慣行」である名子制度および刈分小作が広く現存しており、こうした「旧来の遺風制度」の存続は農業改良上、農村改廃上の弊害となっている点が少なくない、といった現状認識が示されている。

小作制度の「普通」ではない「特殊」性が、自然環境にとどまらず、地域社会の後進性、地域住民の意識・生活レベルの低さと結びつけられ語られているところが特徴である。このような官からの視線に地域社会、民衆がさらされたことにも想像力が及ばなくてはならない。

では、現存の名子制度とはどのようなものか。おおむね、土地も家屋もまったく所有していない貧農、いわゆる「名子」が「地頭」と称されている地主から家屋敷、耕地、山林、原野、農具、家具、家畜などの貸与をうけ、その家に居住しその土地を耕作して生活資料を得る、その代償として地頭の要求に応じて「賦役」に服する。「名子」は「地頭」の命令を遵奉する精神を保持し、両者の間柄は主従関係に等しい隷属的關係のようなものである。ただし、地方によっては、名子の家屋敷を所有し耕地のみを借りうけている、あるいは耕地を所有し家屋敷のみを借りうけている、山林のみを借りうけている（山名子）、といったように一様ではないが、「賦役」に服するという点は共通している。この「賦役」のほかに冠婚葬祭などのさいには手伝いにかねばならなかった。およそ、このような態様として説明されている。Bの「労役」「労力」がここでは「賦役」と記されている。小作料が生産物や貨幣ではなく労働であり、主人の要求によって労働に従事するので「主従関係」

あるいは「隷属的關係」と評されたのである。地頭の支配力の強さが着目されている。

こうした現存の名子制度の多くは藩制時代よりの慣行が存続したもの、別ないい方では旧来の名子制度を「模倣」したものであるとし、各村の事例を示して、この地方の自然的農業事情および経済事情に起因するといっても、地頭が名子に対して永久に主従關係を持続し、自己に隷属させて支配的地位を保持しようとした結果であると認定している。そして、その起因を、①資産家が貧農の子弟を養子・奉公人とし、それを分家させて名子としたもの、②酒屋・金貸しが借金の代償として土地・家屋敷を取り上げ名子としたもの、③飢饉のさい、支配者富豪が貧農に食糧を与えて救助し名子としたもの、④武士階級の一族郎党が山間部落に隠れ、主領が家来を名子としたもの、⑤血族分家を名子としたもの、⑥在方の農家の子弟が町方への養子・奉公人となり長じて名子となったもの、の六類型にまとめている。

大野村の地頭である晴山氏の語る所では、天明年間に同地方に大凶作があり、部落民の多くは食糧に窮して、部落の資産家すなわち地頭より金銭や生活資料を借り入れ、自己所有の宅地、耕地、住家等を充当して債権者の名子となった者が多数おり、名子となった者はその後も地頭の所有になった住家に居住し、その耕地を許され、その代償として地頭に対して自己の債務の多寡にしたがって賦役に服してきたという。右の③に相当するが、その前提として自立した小百姓の展開が想定され、飢饉という要因による小百姓の名子化であるという点に特徴がある。②も同様であるが、二次的・再版的な名子制度ということになる。豊間根村の豊間根家の場合には、安倍頼時の後裔という伝承をもち、前九年の役後一族郎党を引き連れて来住し農耕にしたがってきたもので、享保年間に南部藩から免地証文をもらい、かつ山守に任じられ、郎党の子孫と地頭・名子關係を持続させてきたものという。②③と比べたら、草分けの開発土豪・百姓による本源的な名子制度の由来ということになろうか。

むろん、名子制度は時代の推移とともに変遷してきたものであった。明治初年ごろまでは旧南部領に広く行なわれていたが、その後、地頭の没落、ある

いは地頭による名子解放がなされ、いっぽう名子のほうも屈從的な隷属關係から脱して独立自営を望んで名子抜けし、あるいは旧来の慣行を改廢して主從的精神を失った単なる賦役小作關係に移りつつあり、そうした現状から、地頭・名子關係はやがて存続困難、消滅に至るとの予測が示されている。この地方でも近時産業の開発や交通の便宜により労働賃金が高騰し、あるいは北海道方面に有利な出稼ぎ地を求めることができるようになって、賃金が得られない賦役労働に不平不満を抱くようになったことがその要因と考えられている。こうした農村社会、経済事情の著しい変化は、地頭の温情主義と名子の絶対服従という、「農村の美風」「伝統と因習」を必然的に崩壊させるものであった。ただし、昭和初期の産業界の不振、農村不況のもとでは労力の需要が減退し、賃金が低下してしまうので、賦役小作は穀納・金納小作より条件が優ると指摘されている。したがって1930年代の名子制度の現状というのはすでに衰退・崩壊局面にあったということになる。ここに述べられた名子制度の存続と解体の条件は、近世農村史においても参考となるものである。

この特殊小作調査では、起因・変遷・現状などの記述にあたって、各村の事例が具体的に紹介された。前出BないしEの調査では、二戸郡姉帯村の駒木家だけの例示であったが、稗貫郡八重畑村、二戸郡浪打村、同小鳥谷村、同金田一村、同姉帯村、同鳥海村、下閉伊郡普代村、同小川村、同茂市村、同豊間根村、川井村、九戸郡山形村、同夏井村、同侍浜村、同中野村、同小軽米村、同大野村、同葛巻村、同江刈村、同山根村、同戸田村、同大川目村、同野田村、上閉伊郡金沢村、気仙郡上有住村、の多くの村に及んでいる。地頭（名子主）への聞き取り、地頭文書（大野村晴山氏など）の利用、そして森嘉兵衛の研究（後述）などの参照によって、「地頭・名子」制度の実情がはじめて明らかにされたのであった。

後者の「刈分小作の実情」に移ろう。刈分小作は分作ともいった。この刈分小作も藩制時代あるいはそれ以前より行なわれてきたといわれ、岩手県内では普通の小作慣行であった。しかし、近來に至って水田を主とする平坦部地方ではこの慣行が次第に定額小作料に改訂され、不作・凶作に遭遇し、減収の

程度と小作料減免率をめぐる地主と小作の両者が意見を異にして小作料額を決定することが困難になった場合、稀に刈分を行なうだけになっているが、ただ県北部地方や畑作を主とする山間地方ではなおひろく刈分小作慣行が現存している、という昭和初期の実情であった。

刈分小作の起因に関しては、岩手県の自然的・経済的事情に基づいて発生したことはもちろんとし、考えられる起因を列挙している。それを要約してみると、①気候地勢などの自然的事情から頻繁に早冷旱魃洪水等の災害を蒙って農作物の豊凶が年々異なるために、平年の作柄を予想して定額の刈分小作料を定めることが困難なことから、おのずと地主・小作両者が協議の上、分作としていたこと、②右の事情のある地方では、最初に定額小作料を定めてもしばしば不作・凶作に遭遇し、そのつど小作料の減免率をめぐる両者意見を異にして紛議の原因となることがままあり、そのため地主は煩わしさを避けようと刈分小作に改定すること、③小作者のほうも、原始的な粗放農耕を営んで計画的農業をしないために、作柄の如何にかかわらず定額小作料を納める契約を望まず、作物の出来高の分配を希望すること、④小作人の収穫期の繁忙を救済するため、労務の一部を地主が負担しようとした結果、刈分小作となること、⑤山間村落は馬産地として好適であるが、地主においても「藁稗」（藁稗カ）は馬糧として必要不可欠のものであることから、分作による「藁稗」の分配がおのずと行なわれていること、⑥地主の未墾地を小作人に貸与して開墾させた場合に採用していること、⑦定額小作料を滞納し、完納困難と思われる小作人に小作料を確実に納入させるために、地主が便法として分作としていたこと、といった7点である。

これによってみると、不作・凶作等によって収穫が不安定である場合、地主・小作人双方の利害が一致して刈分小作が選択されていることが知られよう。減免率（額）をめぐる紛議となる煩わしさを回避する知恵でもあったということだろう。この刈分小作については、分布地域の小作面積における刈分小作の割合、刈分作物の種類、分配割合、刈分方法の概要が、町村ごとに表示化してまとめられているので、地域比較などができる資料となっている。

農林省農務局が調査したC・Dについても少し触れておこう。まずCであるが、名子制度の調査研究にあたっては、一慣行地に相当長く滞留して開発以来の部落の歴史過程を克明に検討する必要があり、「徹底的ニ狭ク深クヲ方針」としなければ失敗すると述べ、刈分小作と合わせての短時日の調査にとどまったために認識不足だと断っている。とはいえ、「制度ノ実例」として、岩手郡大更村の工藤A家・B家、九戸郡晴山村古里家、同郡軽米町小笠原家（含、同町淵沢家所蔵万日記記載の名子関係事項）、同郡大野村晴山家、同郡野田村大沢家、同郡侍浜村久慈家、三戸郡浅田村中川原家、同郡階上村正部家氏、故老より聴取した九戸郡葛巻村村田家および同郡大川目村村田家を取り上げ、文書がある場合にはそれも翻刻しながら、相当に突っ込んだ記載をしている。

名子制度の成立・沿革については、この地方の開発に伴って必然的に発生し、交通不便のために余儀なくされた自給自足経済のもとでは必要不可欠であり、人口増加によって開発領主でない者も名子をもつに至り、頻々たる飢饉のために名子になる者が少なくなかったと捉える。しかし、徳川末期より交換経済になり農民の思想も個人主義的になってきたので、調査の時点では、地頭・名子の関係は本質を失って形骸化しているとの認識であった。

Dの主要部分をなす「旧南部領ノ刈分小作慣行」によると、刈分小作も旧南部領では往古から移住開墾とともに始まったものとされる。刈分小作は定額小作に移行しつつあるとしても、今日に及んで行なわれてきたのは、気候寒冷でしかも早霜・晩霜の被害が多く、また潮流の関係で秋季作物の稔熟期に気温が下がって降雨が長く継続することがあって（ヤマセが潮流と関係しているという当時の認識が反映）、稗稻が結実しがたく飢饉を招来する、そのため定額制にすると小作人の収益に著しい変化が生じ、小作人の経済は一凶作ごとに破壊される、そのことが刈分小作の要因であると、気候・凶作との関連を明瞭に指摘している。そのほか、小作料の確実な納入、単純原始的な農耕術、定額小作制への変更を欲しない小作人の意識、牧馬事業との関連、開墾地との関連、地主の自作の存在、賦役慣行の存在、といった理由をあげている。C・DもFと事実認識のうえ

でそれほど大きな違いはなさそうだが、両者の細かい比較までここでは踏み込めない。

3. 社会経済史研究と名子制度 (1930年代～1970年代)

3-1. 戸谷敏之の「東北日本型」農業経営論

本節では近世・近代東北地方の名子制度・刈分小作に関して主要と思われるいくつかの社会経済史研究を取り上げてみよう。まず、戸谷敏之の『近世農業経営史論』（1949年）である。

戸谷は1944年応召入隊し、翌年戦死している。生前すでに編集され校正済みまでできあがり、検閲のため刊行にまで至らなかったものという。1943年までの近世農業経営史の成果が概観されているので、戸谷自身の研究を含めた1930～40年代のこの分野の研究の到達点を示している。戸谷の農家経営論でよく知られているのは、第一章「江戸時代に於ける農業経営の諸類型」で論じられたように、江戸時代の農業経営が地理条件を媒介として「東北日本型」と「西南日本型」の二類型に分けられるとしたことだろう。類型化にあたり指標としたのは、①自然を包摂した概念としての技術の高低、②労働集約の度合、③貨幣経済の深淺、④身分関係、⑤家族形態の大小、⑥土地配分の状態、⑦年貢の軽重、の7点であった。

「東北日本型」農業経営は、地主経営と名子経営がその両極にあるものとして措定されている。地主経営は数町の田畑を定雇と被官の労働力を使って耕作し、田植や刈敷採集、各種作物の収穫といった農繁期の臨時の作業には被官の労働力の多くを向け、各種作物を栽培するものの耕作が粗放であるため反当収穫量が少ないのが特徴である。これに対して名子の経営はごくわずかの宛行地あるいは所有の田畑に自家用の雑穀を栽植するだけで商業作物・米を作らず、大家に賦役を徴せられ、また子弟が大家（地頭）に住み込みで働くため労働力が不足し、粗放経営そのものであるという。焼畑のような遅れた栽植をする者は多くが名子であったとも指摘する。自作農経営が漸次増大したことはもちろんであるというが、大家・名子関係が「東北日本型」を規定づけるもの

として認識されていた。なお、刈分小作についてはとくに言及されていない。

いっぽう「西南日本型」の農業経営というのは、流通経済の発達なしには不可能であって、相当程度に技術が進歩し、労働集約の深化、経営主体の地位の向上がみられるという。詳しくは省くが、「東北日本型」との較差は「截然」としているという理解であった。ただし、「東北日本型」がたまたま西南日本の山間部に見られても不思議ではないし、反対に「西南日本型」が東北日本の平野に存在することもありうると述べている。農家経営の収支計算が分かる「東北区」の例として仙台藩の『芦東山上書』を取り上げるが、反当収量や年貢の高さから「西南日本」型の特徴を表しているとし、形態＝型と地域とが必ずしも一致するわけではなかった。戸谷のこうした「東北日本型」の把握には、参照文献から森嘉兵衛・庄司吉之助らの東北農村研究、とくに森の「自給型役畜農業経営」論や名子制研究に依拠していたように思われる。類型把握の指標を提示し、列島史の規模・視野で近世の農業経営のあり方を全体として把握しようとした点で貢献したとしても、先進と後進のものさしで両極に類型化し、東北＝後進を学問研究から証明するような役割を果たしたことは否定できない。「東北日本型」とされる刈敷・厩肥や焼畑にしても、遅れた粗放的な農業技術だと評価するだけではもはや通用しない。とはいえ、戸谷のいう地理条件や自然の媒介のしかたを解き明していくことが環境史的な視点、あるいは気候変動論につながっていくであろう。

3-2. 森嘉兵衛の「僻地化」論と近世名子研究

森嘉兵衛の本格的な社会経済史的な研究は1931年ごろに始まっている。前出Fの岩手県内務部『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』に森の「宝暦飢饉の回顧」（岩手毎日新聞所載、1931年）が抜粋され、名子制度の起源と飢饉との関わりを述べた箇所には「富豪の飢人救済として最も効果的であったのは飢人を小作人、名子として隷属化すること」であり、それによって「独立的小農民の小作農的隷属化と豪農豪商の大土地兼併」が行なわれたと述べられていた。後年、森が社会的救恤名子とよんだもので

ある。

『森嘉兵衛著作集』第10巻（2003年）の「著作目録」によれば、右の記事が森の最も早い名子制度への言及であったろうか。東北大凶作の時期（1931・34年）に飢饉や一揆を中心とした論文を書き、その後敗戦に至るまで役畜農業経営論や名子制度などについて『社会経済史学』を中心に旺盛な研究活動を展開していた。森の研究はすでに1930～40年代にその骨格ができあがっていたとみるべきだろう。ただし、それらが『旧南部藩に於ける百姓一揆の研究』（1935年）を別にすると、著書としてまとめられ刊行されるのは戦後のことであり、しかも『奥羽名子制度の研究』（『森嘉兵衛著作集』第5巻、1984年）のように生前、最後まで手を入れていた著作もあるというから、長く格闘してきたテーマであった。戦前・戦中期の森の課題意識を問うには、その時期に書かれていたものによって検討しなければならないが、ここではその用意がないので、晩年にまとめられた大著『日本僻地の史的研究』上・下巻（1969・70年、『九戸地方史』とも題する）によって、森自身の回顧的研究史を紹介しておくにとどめよう。

森は旧南部藩領、とりわけ岩手県九戸地方を中心とした北上山地の農山村を主要なフィールドとしたが、「この生涯をかけた研究の成果は何であったか」とみずから問い、「一言でいえば後進性——僻地化の経済史的原因究明であった」と答えている。近世後期には鉄産業を中核に牧畜・専門交通業者（牛方）、製炭業、製糸業、製紙業、魚粕・魚油の「産業化」「商業化」が展開したのに何ゆえ「僻地化を脱すること」（＝「近代化」）ができなかったのか、その「答書」の一つが本書というわけである（上巻「序」）。

その答えを要約しておく、近世後期に右のような「新産業」が展開して「高利潤」が生まれ、「特定地主・資本家」だけでなく「一般民衆」にも利益が及ぶものであったが、現実には「封建貢租」として収奪され、企業の「拡大生長」が止められてしまった。「民衆」は最後の努力として「一揆的抵抗」により「改革の方途」を見出したが、すでに近世封建社会末期で当局は政治的権力を喪失してしまい、この地方の「新産業運動」による「僻地解消運動」は結実せず近代へ移行せざるをえなかった、という評価を下

している。その後の近代史には言及していないので、森の本領は近世史家ということになろう。歴史の教訓として「政治的に僻地化することのないようにすることが最低の責任である」と述べているが（下巻「結論」）、それは現代にもあてはまる箴言となっていよう。

こうした近世後期の地域史と名子制度はどのようなつながっているのだろうか。森によれば、名子制度（「名子制経営」「隷農主経営」）は中世的な営農形態であり、近世初期には全国的に散在していたが、その地域の農工商業の発達と対応して、中期までに消滅したものであった。東北地方においても、仙台領では水田化の成功によって単位生産力が上昇して名子の独立を可能にし、村落構造における身分的階層が単一化した（それに伴い本百姓は零細化した）。いっぽう、南部領では藩が政策としての名子・被官等の新百姓化に積極的でなく、凶作やそのほかの経済的変動によって新名子が成立したので、近世後期には名子階層が複雑な構成をみせ、九戸地方などでは近代末期まで存続することになったのが特徴であった（上巻第6章）。

東北地方の名子制度には、①郷土的家人名子、②血縁的家族名子、③奉公人的譜代名子、④契約的借金名子、⑤社会的救恤名子、の五類型があったとする（なお、『奥羽名子制度の研究』では④を経済的契約名子と呼び、新たに宗教的門前名子を加え六類型とする）。このうち①～③が中世的なものの残存、④⑤が近世の新名子ということになる。凶作が原因である場合、④と⑤の差は「紙一重」であった。名子が名子主から自立することを「名子解放運動」と称し、個人的名子抜け、集団的名子抜け（名子の公民的自覚にもとづくもの）、藩の名子解放（仙台藩では1726年〈享保11〉以来、新百姓化を進める）、明治初年の名子解放、をあげており、その解放の方向性を森は人間の自覚あるいは社会の進歩とみていたことは明らかである。

しかし、九戸地方などでは名子の本百姓化がきわめて困難であったというのが森の理解であった。その困難の原因は水稲に向けられた。この地方は自然の気象条件や当時の稲作技術では限界的な地帯であったにもかかわらず、米食志向もあって、常に水

稲生産力を基盤とするように強制された。その結果、凶作発生率が高まり、少しの凶作によっても飢饉化する恐れがあり、凶作はこの地方の「僻地化の最大の要因となった」とまで述べる。むろん畑作もあり、畑作経営では粟稗・大豆が定作化し、水稻経営よりは比較的安定していたとするが、「最低生産力における安定」にすぎず、「第二次的農業生産」が稗であるということはこの地方の「自給体制を困難なものとし、特異なもの」にしたとの位置づけであった。「百姓たちは常に何とかして米を作ろうとしたが、なかなか思うようにならない。やむを得ず、稗・粟・大豆・大根の雑穀を中心とした農業組織・生活様式をとらざるを得なかった」と述べている。ここに森の稲作中心主義的な考えを読み取るのは容易であるが、「僻地」の人びとの意識がはたしてそのようなものであったのかの検証はなお必要であろうか。雑穀を劣等なものとして否定的に捉えずに、自然・環境適応という観点からその合理性を捉えなおすのが今日的な関心である。

こうして稲作によって「僻地」化が進み、名子制度を残存させたが、名子をもつ地主が新産業を起すさいには名子労働力を利用して新産業労働力に容易に切り替えることになったといい、吉里々々浦の前川家、岩泉町の中村家、軽米町の淵沢家の名子等はその「好例」としてあげられている。いわば、名子制度は名子の自立という近世的合理化を経ずに、中世的生活条件のもとにあって近代労働力の給源になったと捉えられたのである。

それでは、森は刈分小作についてはどのように論じていたのであろうか。小作制度は小作人の権利義務からみれば散田小作・名田小作・質地小作に、また小作地の生産力からみれば定量小作・分作小作・賦役小作に大別されるとする。名田小作は地主の土地を借りて耕作し、小作地の生産力によって小作料が決まる地代的性格がつよく、もっとも一般的に行なわれ、南部藩（盛岡藩）や八戸藩では「穀地小作」と称したという。「分作小作」は土地生産力が安定しない場合、経営の危険を地主と小作人で分担するものである。賦役を負担する名子制小作よりは進歩し隷属度も薄いのが、豊凶に関係なく定穀を小作料とする定量小作制からみるとなお自立性を欠く、と位置

づけられている。九戸地方では土地生産力が低く、これに重税も加わり、状況によって現物地代と賦役地代の「優劣」が選択される段階にあり、現物地代＝小作料が生ずる余地が少なかったと結論づけている。ただし、牛馬飼育・養蚕・木炭焼・駄賃付、鉄山労働者などでほかの産業が発達して貨幣収入が増加してくると、分作を貨幣納に変更し、定量小作料も貨幣で納入されるようになり、小作地の生産物は生活資料として小作人が全部取得することになったという。森にあっても、土地生産力の低さ、未発達な賦役あるいは分作の規定要因であった。

『奥羽名子制度の研究』でも、名子地は賦役小作から現物小作＝刈分制に移り、さらに定量小作制に進展していったと発展段階的に整理している。名子身分は屋敷を借り、その代償として賦役を出すことによって成立するものであって、耕地を借りることとは関係のないこと、また、経済的契約名子というのは、借家料として雇（賦役）を出し、名子地は分作または定量小作制であったことなど、重要な指摘といえよう。

3-3. 木下彰の「名子遺制」研究

木下彰の主著『名子遺制の構造とその崩壊—農村における封建的労働の構造分析—』（1979年）の「まえがき」によれば、「名子制度」を「封建的労働遺制の典型的事例」として調査研究したのが本書である。木下が調査の委嘱をうけて、東北地方の1934年（昭和9）大凶作の実態・影響調査を行なったさいに、東北の農業が西日本と比べて「未開発・後進的」であることを痛感して、その「二重構造的特殊性」を示すものとして「名子制度」という「遺制慣行」が残存しているのを知ったことが研究のきっかけであったと述べている。

名子あるいは類似の「従属小作＝徭役労働慣行」は元来、全国的にみられたが、1935年前後にはもはや局部的にしか残存せず生産関係の根底を制約するものではなく、東北地方においても同様の傾向にあった。しかし、「当地方には名子制度が比較的集団的に—それも特殊の地帯においてであるが—残存しており、東北農村全般の特殊性の凝集現象としての観がある」とし（第1部第1章）、名子制度は東北

の特殊性を意味するものとして表象されていた。農務局などの行政側の「特殊小作」調査以上に東北の特殊性が強調されているといえようか。ただ、敗戦後の農地改革で「隷農＝名子の解放」が「制度的に強行」され、名子小作が姿を消してからは「アップ・ツ・デイトなテーマ」ではいい難くなったといわざるをえなかった。

木下も森（およびその師の小野武夫）の理解に基本的に拠っているので、名子の起源は荘園成立支配の時代にさかのぼり、中世的な土地所有関係における「農奴」であることがその本質であって、「土地所有者への直接的・世襲的隷属（永代的な主従関係）」と「賦役奉仕（徭役労働）」がその制度的な基礎をなすものと捉えていた。そして、名子制度が残存した旧南部領、とくに岩手県と青森県の境を中心とする山間地方に一步足を踏み入れると、「農民生活の原始的なことなど」が直ちに看取され、「徭役労働遺制」の多い地帯ほど「民度」や「文化水準」の低さがはなはだしいと、率直に述べて憚らなかつた。具体的には盲暦、おしら神、隠し念仏、「首下がり病」、稗・粟などの常食、その他著者の見聞が例示されている（第1部第3章）。

木下の観察眼にあつては、封建的労働遺制と最低の文化水準とが分かちがたく結びついていたが、これは「地理的諸条件の劣悪」のみによるものではなくて、「諸々の特殊性の総合的な反映」と考えられるものだという。まず、「自然地理的諸条件における特殊性」として、山岳に富んで高原地帯を形成していること、面積が広大な割合には耕地とくに水田面積が小さいこと、気温の低さという気候の異常性・特異性が内陸部の高地ほど顕著であること、といったことをあげ、耕作農民は自然環境に十分適応できず、また克服するだけの経済力も持ち合わせていなかったため、古来しばしば冷害凶作に襲われ、とくに岩手・青森両県境地方はその被害の中心地域となつたとしている。加えて三陸沿岸にときどき発生する地震津波が生命・生産諸手段を破壊し、経済発展を著しく阻止したとも述べている。直近の1933年（昭和8）の津波、少しさかのぼって1896年（明治29）の津波が念頭にあつたからだろう。

つぎに「歴史的特殊性」である。この地帯は日本

民族系の勢力・文化が最も遅れて及んだところで、「出発の立ち遅れ」はその後取り戻されることはなかった。そして、徳川時代には、藩の財政窮乏が農民に対する封建的誅求の強化を招いて百姓一揆を発生させ、加えて商人＝高利貸資本の農村侵食や凶作・津波などの災禍が農民の窮迫をさらに激しいものにしたという。その時代の農民の経営方法は「きわめて幼稚」であり、わずかしかもっていない水田は一年一作、耕地の主な部分を占める畑は焼畑・切替畑、あるいは二年三作・一年一作程度の年々畑からなつていた。水田の米収穫量は少なく三、四年ごとに襲う凶作によって減収し、畑には雑穀や麦・麻などを作付け、稗・粟などを常食とし自給自足的生活であつた。したがって租税が重課され、自然的災害が襲ってくれば、さしあたり草根・木皮などを食べて生活程度を引き下げるにしても、豪農・商人から借金し、または家屋敷・田畑を売り払うしかなかつた。明治以後まで残つた地頭、名子のうちには、こうした高利貸＝封建地主、新型名子（借金名子、質入名子など）の後身が多かつたとしている。

木下自身の研究としてはみずからの調査にもとづく、「戦前の東北地方、とくに旧南部領における名子的隷農の存在形態・分布とその動向」がまとめられているが（第1部第2章）、それは各町村の様相を網羅的に把握しようという意図からであつた。また、明治以後の大野・晴山家の「名子遺制」に関する詳細な分析がある。ここではその内容紹介まで立ち入れないが、名子制度を東北の「特殊性」において捉える視線はここに極まつたといえようか。なお、晴山家の分析では刈分小作も取り上げられ、劣悪な自然条件、生産性の低さによって、「社会保険的に解決しようとする」刈分小作制が容易には「定額現物小作制度」には移行できなかったとしつつも、技術の発達（化学肥料や改良農具）や商業的農業の導入（桑葉、蔬菜）によって刈分小作から新たな小作方法（金納制）に移行していく道筋が明らかにされている（第3部第1章）。

戦前の社会経済史的な名子制度の研究は、その先駆となつた木村修三「旧南部領の荘園類似の制度」（『農業経済研究』第3巻第2号、1927年）など少なくないが、ここでは以上でとどめておきたい。

3-4. 有賀喜左衛門の名子制度研究

名子制度の研究として有賀喜左衛門による家族社会学的なアプローチに触れないわけにはいかない。有賀の研究は『大家族制度と名子制度—南部二戸郡石神村における—』（『有賀喜左衛門著作集』Ⅲ、1967年）、および『日本家族制度と小作制度』上・下（有賀喜左衛門著作集Ⅰ・Ⅱ、1966年）にまとめられている。

有賀の視点は、名子がおしなべて「隷農」として自立性のない不満足的生活状態を強いられていたとばかりはいえないと捉えて、地頭の名子に対する保護や名子の地頭への献身的奉仕、そこにみられる両者間の主従に等しい温情関係、あるいは同族団体の互助的機能、といった側面に目を向け、それを必ずしも否定的ではなく、あえていえば好意的に評価しようとする点に特徴があった。

それは、名子の家といっても大小いろいろであって、名称から連想されるほど貧弱ではなく、むしろ生活が苦しくないとはいえなくても、「彼らの生活にはたよるところがある」として、他地方の小作人とは違うのだと、その有益面を強調している点などに表れている。石神村の開発地主である大屋齋藤家を訪ねて詳しい調査を実施したが、その齋藤家を中心に、血縁分家（別家）、奉公人分家（名子）、屋敷名子（身分関係のある借地人）、そして作子からなる「一種の大家族」を構成する相互関係がそれぞれの暮らしを支えあっていたという理解であった（『大家族制度と名子制度』「序」）。

名子ヌケの評価にあたっては、屋敷を買得してたとえ自作農になったとしても大屋との関係は自由でなく、大屋の世話にならないと生活できないことが多かったから、「持高の増加を望むほどに名子ヌケを希望することはなかった」のではないかとし、また高持の名子が存在することから、一般に考えられているほどに「極端な隷属状態」にあったのではなく、名子ヌケすることだけが名子の「強い欲求」であったかどうかは疑わしいとする。名子にはその社会的位置に引け目意識を感じて屋敷を望む気持ちがあったと指摘してはいるが、森の「名子解放運動」的な自立論とは一線を画していよう（同書第1章）。

『日本家族制度と小作制度』の第三章「名子の分類」

によると、①血縁の分家によるもの、②主従関係によるもの、③土地家屋の質流れ永代売によるもの、④飢饉に際しての救済によるもの、とに分けているが、前述の森の分類とそれほど異なるものではない。このうち④について紹介しておく、飢饉凶作の頻度の高い東北地方では、飢饉に際して従属農になるものが少なからず存在し、これが名子制度を存続させる原因となったという点を有賀も認めている。そのうえで、大飢饉時における地頭と名子の関係について、情誼が緊密濃やかであって、名子が生活に窮した場合、地頭は自己の経済状態を度外視して食糧を給与するなど救済・保護したのであったが、近年はそうした温情・感謝の念が薄らいで単なる小作関係に変わり、名子からの脱却を望む傾向が強くなっていると、岩手県の調査書（前出F）から読み取っている。石神の齋藤家のように名子との関係が緊密であっても、大家の力が及ばず、名子や百姓が絶滅した天保の飢饉のような悲惨な場合もあったが、親方との関係が緊密であればそういった事情に陥ることは比較的少ない、という見立てであった。村落生活における親方の「指導的気魄」がそこでは評価されているのであった。

それでは刈分小作について有賀はどうみていたのだろうか。その分布は全国的に広汎にみられるが、とくに濃密な旧南部領（岩手県や青森県太平洋側）では幕末明治初期でもほとんど全体にわたって行なわれており、飢饉凶作の頻発と相まって気候地勢などの自然的条件が大きく影響していたと述べている。この点では常識的だが、有賀が他者と違っているのは、刈分小作においては地主が小作人の耕作から収納にいたる過程にかなり関与し、種々の指図と助力（肥料、種子種苗、灌漑排水の施設、害虫駆除用薬品、農具役畜、資金、夫食米、労務など）を行なっていた点に着目したことであろう。刈分率が八（地主）と二（小作人）のような場合、非常に高率な小作料とみることができるが、じっさいには地主側による負担があって、そうした分配率になっていると指摘している。自然的条件のみが刈分慣行の発生の条件ではなく、それに内在している社会的な条件・要素にも関心を向けなくてはならないという理解に立っていた（第6章「賦役と刈分」）。

いずれにしても、名子制度や刈分小作を特殊性・後進性・僻地性といった否定的な側面においてみずに、その社会的存在意義を認めて、地頭・名子間の相互関係を具体的に明らかにしようという点に特色があったといえよう。名子抜けに社会進歩を見出そうとした社会経済史研究とは肌合いが明らかに異なっていた。

3-5. 戦後における仙台藩農村研究

森や木下の名子制度の研究が戦後も継続したように、1930～40年代に発展した、農村を中心とする社会経済史研究は1970年代ごろまで大きな影響力をもった。いわゆる「戦後歴史学」の時期の取り方も関係してくることである。ここでは戦後における大家族制度や名子制度（の崩壊過程）に関わる研究を取り上げることにしよう。その点においてとくに活発だったのは仙台藩の農村（村落）社会研究であつたろうか。前述のように森嘉兵衛は名子制度が残存した南部藩とそれが解消していく仙台藩の違いを指摘していた。仙台藩において名子制度が解体し名子が自立できた要因は何であつたのか、そのことについて仙台藩の農村史研究がどのように論じていたのか、渡辺信夫と細井計の二人の論考によって確認してみたい。

まず、渡辺信夫「村方地主の成立とその構造―岩手県東磐井郡金家の場合」（1960年）からみていく。仙台藩東磐井郡東山地方の天狗田村金家が取り上げられている。この地方は畑作が盛んな地帯で、全国有数の葉煙草の生産地であつた。金家は中世末期、葛西氏と被官関係にあり、千厩付近における地頭の土豪で、下人・名子等の隷属農民を擁していたが、葛西氏滅亡後天狗田に移って土着した。

仙台藩では村名の下位地名にあたるものとして、「小名」の他に「屋敷名」が通用していたことが知られているが、金家は中屋敷という所に住んでいた。渡辺によると、寛永検地では一名請農民一屋敷名が普通であり、一屋敷に数人の名請農民がいてもそれは血縁的な関係にあるもので、それ以前には一農民の家族であつたことが推測されるという。屋敷はしたがって中世末期の在家に系譜を求めることができ、「田畑、居久根、地付山等農業経営上の基本的な生産

手段を内包する一団地的な小地域」であつて、「名請農民を中核とする小族团的農業経営の単位」と理解された。こうした「隷属家族」を内包する「複合家族形態」は藩政初期には仙台藩の一般的な家族形態であり、「初期本百姓の家族形態」と考えてよいとする。前述の名子制度の研究における「隷農主」「名子主」はさかのほればこうした初期本百姓、そして中世の在家とつながることになる。

こうした「初期本百姓」に包摂される農民には「水呑」と「名子」があつた。その区別であるが、無高の「水呑」は他家族に含まれ、屋敷主との間の土地その他生産手段等の貸借関係によって、刈分小作的な隷属性の強い関係にあるもの、いっぽう名子は屋敷主と血縁的な関係をもち、本百姓の形成過程でやがて「新百姓」として分出していくもので、名子高を保有し、その年貢負担権をもつことによって新百姓になることができたという。名子が水呑と異なるのはこのような経営的な自立性をもっていたからであるとする（ただし、このような名子・水呑の区別の理解でよいかはなお検討が必要）。こうして元禄・享保期ごろに名子層の新百姓化、屋敷主（本百姓）に抱えられる譜代下人の質物下人化が起り、近世的体制が確立したと捉えられている。

金家の場合、1675年（延宝3）の家族構成は名子・下人を抱える初期本百姓のごく一般的なものだったが、1726年（享保11年）には名子はおらず、添人家族と多人数の下人・下女からなる大家族となつていた。享保期ごろの金家の経営は、持高を飛躍的に増加させ、地主手作経営（家族員、下人労働力による耕作）、刈分小作経営（自己の所有地を小作させる）、散田小作経営（農民なき土地を請け負って小作させる）の三形態から成り立っていたとし、おもに散田小作を増やしていくことで近世的な村方地主の形成が可能であつたと述べている。それは旧来の隷属農民にもとづく地主経営とは明らかに異なるという理解であつた。刈分小作経営については、刈分小作の規模がまちまちで、その期間も1～3年と短く、小作関係が一定しないと把握されている。その理由について、刈分小作の成立条件が、名子その他隷属農民と主家との身分的關係において固定的なものではなく、その基底にある生産力の低さといった経営地

の立地条件と、重い貢租負担という制度的条件が重要な要素となっている、と指摘している。また散田小作の定額小作料も条件によっては定率(刈分)に変わることがあり、そこにも不安定な小作関係をみている。凶作リスクと農業経営の関係がここでも着目されていたことになる。

つぎに、細井計『近世東北農村史の研究』(2002年)である。渡辺らという「新百姓」の自立過程を「人数改帳」を用いて実態的に明らかにした研究となっている。「仙台藩政中期における農政と村落の動向」(初出、1972年)がその主要論文である。それによれば、近世初期検地は小農民の自立が政策基調であるが、仙台藩では領内総検地の寛永期(1624～44)は「血縁家族の分出による大高持百姓の高分けが新百姓の中心」であって、名子・水呑などの隸農が上昇独立するのは、新田開発によって耕地が著しく増大、あるいは一段落を遂げた、寛文・延宝期(1661～81)以降、あるいは貞享期(1684～88)になってからのことであった。ただし、それは水田単作地帯においてであり、畑作山間地帯における隸属農の広範な身分上昇(新百姓化)は享保期(1716～36)以降をまたなければならなかったと、磐井郡徳田村や登米郡狼河原村を例に論証している。

このように水田地帯より遅れた畑作山間地帯の「複合大家族大高持農民」の分解は、血縁の分家が分地によって独立する場合と、経済的上昇を背景に土地を買得した隸属農がしだいに人頭へ上昇していく場合とがあり、後者の「隸属農の身分解放」は、享保期以降、「譜代的隸属農」→「より隸属性の弱い農民」→「人頭」(百姓身分)というコースをたどり、宝暦・明和期に各種の名称で呼ばれていた人頭家族内に包摂されていた隸属農が一斉に上昇独立したものである。こうした近世中期の新百姓の増加の背景には、貨幣経済の領内農村への浸透と、畑作山間地帯の商品生産のいちじるしい発展があり、東山地方ではたとえば煙草生産が該当するが、それが弱小農民の経済的自立の基盤であったという理解であった。

こうした自立過程には仙台藩の新百姓取り立て政策も関係していた。仙台藩が定めていた百姓の持高制限は1677年(延宝5)には5貫文(50石)を上限、また1712年(正徳2)・1719年(享保4)新百姓1貫

文(それ以下を認めない)を原則としていたが、1719年、浜方に関しては1文、2文でも百姓立を認め、1731年(享保16)には500文以上に緩和し、1760年(宝暦10)以降500文以下でも差し支えないとし、1787(天明7)には300文以上となっている。新百姓の取り立て基準が享保以降下げられたことが、活発な新百姓の成立を促進したのであった。こうしてみると、仙台藩の畑作山間地帯にあっては、18世紀半ばに隸農主＝名子主経営をほぼ払拭し、小農民経営を基本としたいわゆる「近世農村」が成立したことになろう。

なお、伊藤裕久「仙台藩領磐井郡東山南方諸村にみる屋敷数の変化と集落化過程」(1988年)も「空間的な構成単位である屋敷地」に注目して当該地域における近世村落の形成を論じた詳細な研究である。他にも参照すべき研究は少なくないが、別の機会としたい。

4. おわりに—気候変動と社会的対応力—

1970年代後半以降、社会経済史研究(基礎構造研究)が急激に後退し、仙台藩・盛岡藩においても森・渡辺・細井らを直接うけ継ぐような研究がみられなくなった。地域史の提唱・実践がそれを埋めていく役割を果たしていくことになるだろうが、1930～70年代とは隔世の感がある。筆者のように1970年代に研究を志した者は、かろうじてそうした社会経済史研究の終期に位置し、その歴史感覚が分かる最後の世代といえるかもしれない。そこから30年、40年経った時点で、先進・後進の認識枠をひとまずはずして、実証的成果としてその調査・研究を読みなおしてみると、地主・小作人相互関係の実態が詳しく示され、資料としての精度の高さに改めて気づかされる。

実際、そうした資料性に依拠した経済理論的な研究が行なわれてきた。たとえば、大野昭彦「刈分契約と減免慣行—小作契約における危険分散」(1989年)は、東南アジア・南アジア諸国の貧困地域に存在する刈分小作をめぐる論争について、「危険と取引費用」という観点を導入し、前出の農務省の小作調査や有賀の研究を使って刈分小作が選択される理由を検討している。そして、刈分契約は小作人の生存

保障であり、生産条件の劣悪なもとでの小作人の貧困が刈分契約を存在させているのであって、伝統的見解が主張するところの刈分契約が貧困の原因ではない、などと結論づけている。

また、有本寛・岡崎哲二・中村真幸「小作契約の選択と共同体」（『市場と経済発展』2006年）は、岩手県の前出Fなどに依拠して、定額小作と刈分小作の選択を決定する要因について、リスク、インセンティブ、取引費用の三要因に着目して、契約理論の観点から分析する。刈分小作を志向するのは、収量変動が激しく、畜産・漁業・林業などが盛んな村にみられ、「自然環境によるリスク、および資産の少なさと安定的な就業機会の欠如による農業生産性リスクに対する耐性の低さ」に原因があり、それに対して減免契約の多いのは、一家の耕作面積が広く、稲作が中心で鉱業や養蚕など安定的な兼業機会に恵まれている村であるとし、刈分から定額契約へ移行していくためには、不作時の小作料の減免、すなわち減免にかかる取引費用の抑制が決定的に重要であると論じている。

さて、近世史研究の立場からいえば、近代（戦前期）の名子制度・刈分小作の実態調査や、そこから導きだされる一般的・普遍的な経済理論は近世史にも援用できるものであることはいままでのないが、さらにそれぞれの地域に即した歴史具体的な検証作業が必要ということになる。東北近世史における名子制度（賦役労働制）とその解体、小農自立による近世村落の達成については、森・渡辺・細井らの研究によっておおよその見とおしが与えられている。いっぽう刈分小作については、全国的には減免付定額小作が採用されていくなかにあって、旧南部領などでは近代に入っても広く存在したと捉えられているだけで、参照すべき近世史の研究はあまり蓄積されていないのではないかと懸念される。水田地帯も含めてすべてが刈分小作であったわけではなく、刈分小作から定額小作への移行（あるいはその困難）など、史的な限界もあろうが課題意識化していく必要がある。

東北地方における名子制度や刈分小作の調査・研究をふりかえってみると、一様に寒冷な気候、稲作限界地、凶作リスクの高さ、土地生産力の低さや不安定性（変動性）、といったことをその残存の条件な

いし理由にあげてきたことが分かる。天明や天保などの大飢饉を体験してきただけに、そうした凶作常襲的な自然・気象条件のきびしさがあたかも宿命的で永久不変であるかのように、ほとんど疑うことなく措定されてきたといえようか。近世史が周期的な気候変動（寒暖・乾湿）を繰り返していたという古気候の復元の成果を知られるようになっても、筆者も含めて冷害型の凶作・飢饉に関心が集中してしまうために、温暖化にはあまり目が向かないことになってしまう。寒冷リスクの大きい東北地方であっても、いつも寒冷な気候ばかりであったわけではなく、比較的温暖な時期もまた存在したことは間違いない。そのように考えてみれば、東北地方でも、たとえば新田開発が進み、名子抜け＝小農自立が活発にみられた時期があり、そこに寒冷リスクの緩和、温暖化傾向が存在していたと認めてよさそうである。早害や猪荒れなども気候変動を抜きにして論じられないのであろう。

具体的な考察は別に行なうこととして、ここでは17世紀後期から約百年の間の気候変動と社会変動の対応関係について、見とおし的なことを述べておくにとどめておきたい。この百年間は寛文・延宝期の温暖期、元禄期の寒冷期（元禄の飢饉）、享保期の温暖期、天明期の寒冷期（宝暦・天明の飢饉）と、寒暖を繰り返してきた。仙台領における名子制度の解体＝新百姓創出は、前出細井の整理によれば、水田地帯では寛文・延宝～貞享期、畑作山間地帯では享保期であるといい、温暖期にあたっている。享保に続く1740年代、仙台藩は近世を通じて領内人口が最大の時期を迎えている。しかし、延宝・貞享期と享保期の間には断絶があるかのように、水田地帯から畑作山間地帯へと連続的に新百姓が簇生していかなかったのはなぜなのか、元禄期の寒冷リスクが影響していたのではないかと、また、煙草生産など商業的農業の展開が中山間地域の新百姓の自立を促したとされるが、享保期の温暖化がその生産に有利に働いていたのではないかと、といった作業仮説が成り立つ。

そして、仙台藩では名子制度がほぼ解消した宝暦・天明期、飢饉に襲われ、ことに天明の飢饉では犠牲者がおびただしかった。小規模・零細な新百姓がたくさん生まれたことが凶作への個別対応力を脆弱に

してしまったと結果的にいえるのではないか。南部藩（盛岡藩・八戸藩）でも、仙台藩ほどにその百年間の農村社会の変化が明らかにされているわけではないが、同様の事態が推移していたことは間違いない。地域により濃淡があるが、小農自立の条件が整わないところに名子制度が残存し、いったん自立を遂げても宝暦・天明の飢饉でふたたび新名子が生み出されることになったのである。百年間にわたる仙台藩・南部藩における近世村落の形成過程（およびその脆弱性）がその間の周期的な気候変動とうまく連動しているかのように見えるのである。むしろ、この時期の問題ばかりではない。中世から近世前期にかけての在家的・隷農主（名子主）的な経営・開発のあり様、あるいは文化・文政期の人口回復や産業振興なども、気候変動による凶作リスクの高まり、あるいは緩和が基底的なところで影響していたといえよう。

気候変動論でどこまで人間社会のできごとが説明可能なのであろうか。気象災害（冷害、旱害、風水害など）による凶作（農作物の被害）を念頭においたとき、凶作が飢饉になるかはその間に市場経済、領主の救済、備荒貯蓄、基盤整備、などさまざまな社会的な要因が関係していたことはいうまでもない。もちろん、凶作それ自体も農法にとどまらず同様の問題をはらんでいる。抽象的ないい方になるが、自然と人間の関係性のなかに、人間と人間の関係（社会関係）が深く入り込んでおり、人間社会が文明化するほどにその領域は広がり、複雑化する。近世社会も例外ではない。市場経済が列島規模に広がり、幕藩領主制がくまなく展開し、村落社会は行政機構化していく。自然と人間の交渉レベルにも商品生産・流通が浸透していくこととなった。

このように近世社会を捉えておきたいが、気候変動の振幅がその社会の緩衝、対応能力を超えて著しく現象したとき、社会システムが激しく動揺し、大きな社会的混乱を生み、生命維持できない人びとを大量につくり出すことになる。そうした破綻が東北地方でいえば天明や天保の大飢饉などであった。今後、気候変動・自然環境から国家・市場・地域（共同体）までを広くに視野におさめて、短絡的な気候決定論に陥らず、気候変動に対する近世日本社会

の許容力・対応能力について歴史具体的に検討していくことで、本プロジェクトの課題に答えていきたいと思う。

引用文献

- 有本寛・岡崎哲二・中村真幸「小作契約の選択と共同体」（澤田康幸・園部哲史編『市場と経済発展』東洋経済新報社、2006年）
- 有賀喜左衛門『大家族制度と名子制度—南部二戸郡石神村における—』（『有賀喜左衛門著作集』Ⅲ、未来社、1967年 * 初出『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』1939年）
- 有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』上・下（有賀喜左衛門著作集Ⅰ・Ⅱ、1966年 * 初出「名子の賦役」（『社会経済史学』3巻7、10号）1933・34年、その後『農村社会の研究』1938年、『日本家族制度と小作制度』1943年、として刊行）
- 伊藤裕久「仙台藩領磐井郡東山南方諸村にみる屋敷数の変化と集落化過程」（『日本建築学会計画系論文報告集』387、1988年）
- 岩手県内務部『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』（1932年、岩手県内務部）
- 大野昭彦「刈分契約と減免慣行—小作契約における危険分散」（『成蹊大学経済学部論集』19巻2号、成蹊大学経済学部学会編集・発行、1989年）
- 木下彰『名子遺制の構造とその崩壊』（御茶の水書房、1979年）
- 土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成』上（栗田書店、1942年、その後象山社、1982年復刻）
- 戸谷敏之『近世農業経営史論』（日本評論社、1949年）
- 農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』第1巻（御茶の水書房、1970年）
- 農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成』補巻1（御茶の水書房、1973年）
- 細井計『近世東北農村史の研究』（東洋書院、2002年）
- 松永伍一編『近代民衆の記録』1農民（新人物往来社、1972年）
- 森嘉兵衛『日本僻地の史的研究』上巻・下巻（法政大学出版局、1969・70年）
- 森嘉兵衛『奥羽名子制度の研究』（『森嘉兵衛著作集』第5巻、法政大学出版局、1984年）
- 渡辺信夫「村方地主の成立とその構造—岩手県東磐井郡金家の場合」（『東北大学文学部東北文化研究室紀要』2、1960年）。